

マルタ産業㈱ 行動計画

すべての社員がその能力を十分に発揮し、仕事と生活の調和を図りやすい雇用環境づくりをするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 8年 6月 1日～ 令和 11年 5月 31の日までの3年間
2. 内容 【次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法共通の目標】

目標1：男性社員の「育児休業取得率 100%」及び「1 ヶ月以上の育児休業の取得」を目標とし、その達成のために該当の社員が円滑に育児休暇を取得できる環境を整える。尚且つ、他の社員が快く協力できる環境も整える。
(育休社員の業務を担う社員の理解、工夫)

<対策>

- 令和8年 6月 ～引き続き「育児休業取得率100%」及び「1ヶ月以上の育休取得」を推奨、実施
- ～男性社員育児休業取得のための全社員への理解、周知徹底を図る。
 - ～ 該当男性社員への情報提供

目標2： 所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 令和8年 6月～ 社員へのアンケート調査、現状把握
- 令和8年 9月 アンケート結果を分析し、各部署の検討し、結果を踏まえた課題、試作を経営会議の議題とする。
- 令和8年 10月 ノー残業デー実施